

卸売業者許可取扱要領（要領1）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条から第8条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第6条から第13条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 責務

卸売業者は、市場における卸売業務を適切かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、主たる買受人を仲卸業者及び売買参加者とし、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 許可基準

卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験、資力及び信用を有していると認められ、次の各号のすべてを満たしている者であること。

- (1) 法人の代表者が、申請時において年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 法人の代表者が、取扱品目の取引業務に現に従事する当市場の仲卸業者として満5年以上の業務経験を有する者であること。
- (3) 市場での取引業務に継続して参加でき、卸売業務に専念できる者であること。
- (4) 正当な理由なくして、遅延した支払債務を有しないこと。
- (5) 市場での売買取引に関し、取引参加者又は代払機関との間に代金決済及び支払保証の契約を締結することができる者であること。
- (6) 市場における年間取扱金額が、青果部においては100億円以上、花き部においては8億円以上見込まれる者であること。
- (7) 納税義務を履行している者であること。
- (8) 資本金又は出資の額が、青果部においては87百万円以上、花き部においては4千万円以上であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過した者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

3 審査

- (1) 知事は、卸売業務の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、条例第4条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して卸売業務不許可通知書（要領1第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、卸売業者から規則第10条による不適格事項該当の届出があるとき、また

は条例第5条第1項に掲げることを知事が確認したことにより、条例第4条の許可の取消しを行ったときは、卸売業者に対して卸売業務許可取消通知書（要領1第2号様式）により通知するものとする。

4 卸売業務許可証再交付申請

卸売業者は、卸売業務許可証（第6号様式）を紛失又は汚損したときは、遅滞なく、卸売業務許可証再交付申請書（要領1第3号様式）によりその旨を知事に届け出てその再交付を受けなければならない。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和3年4月20日改正）

この要領は、要領1第3号様式の一部を改正し、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和3年12月24日改正）

この要領は、要領1の2許可基準(8)の一部を改正し、令和3年12月24日から施行する。

要領1第1号様式（3関係）

沖縄県指令中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

卸売業務不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

要領 1 第 2 号様式 (3 関係)

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者
名称 許可番号 第 号
代表者氏名

卸売業務許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により許可している卸売業務について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

(理由)

この決定に不服がある場合は、この卸売業務許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

要領1第3号様式（4関係）

卸売業務許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者

名称

代表者氏名

卸売業者許可取扱要領4の規定により、卸売業務許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

名 称	
代 表 者 氏 名	
取 扱 品 目 の 部 類	部
許 可 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	

予約相対取引取扱要領（要領2）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う予約相対取引については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第18条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第39条第3項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 対象物品

予約相対取引ができる物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- (1) 供給事情が比較的安定している物品
- (2) 品目又は品質が特殊であるため、需要が一般的でない物品

2 予約相対取引の期間

- (1) 予約相対取引の期間は、一契約につき、原則として6日以上1か年以内とする。
- (2) 予約相対取引は、その期間において、原則として継続して行わなければならない。

3 集荷の方法及び引渡

- (1) 予約相対取引に係る物品の集荷は、通常の市場取引に係る物品の集荷とは別に行わなければならない。
- (2) 予約相対取引に係る物品の引渡は、規則第39条第1号の規定に基づく知事の承認を受けて、市場外にある物品を仲卸業者又は売買参加者に引き渡すことができる。

4 予約相対取引の価格

- (1) 予約相対取引の価格を、あらかじめ一定の金額として契約した場合は、上下10パーセント以内の変動幅で卸売をすることの特約をすることができる。
- (2) 予約相対取引の価格を、市場の当日の卸売価格を基準として契約した場合の価格は、当該物品の同種物品の当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売されたもの（せり売又は入札の方法により卸売したものがない場合は、相対取引の方法により卸売したもの）の価格を基準として定めた価格にしなければならない。

5 契約書の記載事項

予約相対取引に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該取引に係る物品の品目、産地、等級、数量、価格及び出荷者
- (2) 当該取引を行う期間
- (3) 当該取引の価格の増額及び減額に関すること
- (4) その他予約相対取引に関すること

6 予約相対取引承認申請書の提出期限

規則第39条第8項に規定する予約相対取引承認申請書（第48号様式）は、予約相対取引の開始予定日の2日前までに知事に提出しなければならない。これを変更する

ときも、同様とする。

7 販売原票等への記載

卸売業者は、予約相対取引を行ったときは、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。

8 予約相対取引の変更申請

規則第 39 条第 8 項に規定する予約相対取引変更承認申請書（第 48 号様式）の申請は、契約数量又は価格が上下 10 パーセントの範囲内の場合は、省略することができる。

附 則

この要領は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日改正）

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 22 日改正）

この要領は、平成 9 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 17 日改正）

この要領は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

先取りによる卸売取扱要領（要領 3）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う卸売の開始時間前の卸売（以下「先取り」という。）については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第 18 条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第 39 条第 3 項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 先取りの承認の基準

先取りは、次の各号に掲げる場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合に限り承認するものとする。

- (1) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるとき。
- (2) 災害の発生により緊急に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により卸売をするとき。

2 先取り物品の数量

先取りを行うことができる物品の数量は、当該物品の品目と同一の物品で、当日の卸売予定数量の 100 分の 20 以内（規則別表第 1 に掲げる物品にあつては、当日のせり売又は入札予定数量の 100 分の 20 以内）で、かつ、市場の適正な価格形成に支障をきたさない数量でなければならない。

3 先取り物品の価格

先取り物品の価格は、当該物品の同種物品の当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売されたもの（せり売又は入札の方法により卸売したものがない場合は、相対取引の方法により卸売したもの）の価格又はこれを基準として定めた価格にしなければならない。

4 先取り物品の引取

先取りにより物品を買い受けた者は、当該物品を卸売の開始時間前に引き取らなければならない。この場合において、物品の選択をしてはならない。

5 先取りの卸売承認申請書の提出期限等

- (1) 規則第 39 条第 9 項に規定する卸売の開始時間前の卸売承認申請書（第 49 号様式）は、先取りを行おうとする日の前日までに知事に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、その事由が生じたときに速やかに提出するものとする。
- (2) 長期にわたって先取りによる卸売をしようとする場合においては、5 (1) の申請書に期間を付記して申請できる。
- (3) 5 (2) の承認の有効期間は承認の日から 1 年の範囲内で年度を超えない期間とする。

6 明示方法

- (1) 卸売業者は、先取りにより物品を買い受けた者が、当該物品を直ちに引き取らないときは、当該物品に先取りの表示をしなければならない。
- (2) 卸売業者は、先取りをした物品については、当日の卸売の開始時間前に、指定された場所に当該数量及び上場数量を公表しなければならない。
- (3) 卸売業者は、先取りを行ったときは、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。

7 違反者に対する措置

知事は、この要領に定める事項に違反した者に対して、先取りを停止させる等の処分を行うことができる。

附 則

この要領は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日改正）

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 16 日改正）

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 17 日改正）

この要領は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

事故品処理取扱要領（要領 4）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）における事故品の処理に関しては、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第 28 条及び第 30 条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第 46 条及び第 48 条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。当要領における事故処理委員会とは、沖縄県中央卸売市場花き部連絡協議会取引・事故処理合同委員会または沖縄県中央卸売市場協会取引委員会のことをいう。

1 販売前の事故品処理

(1) 事故品処理の方法

ア 場長は、異状があると確認したときは、受託物品異状確認書（要領 4 第 1 号様式）を交付する。

イ 卸売業者が受託物品異状確認申請書（第 59 号様式）を知事に提出し、検査員の確認を受ける期限は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 青果物 販売予定当日の正午
- (イ) 鉢 物 販売予定当日の午後 3 時
- (ウ) 切 花 販売予定翌営業日の正午

2 販売後の事故品処理

(1) 販売後の事故品の異状確認は、仲卸業者又は売買参加者の申し立てにより取引代金の一部又は全部を減ずることとなるときに行う。

(2) 事故品処理の方法

ア 事故品を確認する場所は、知事の指定する場所とする。

イ 販売後の事故品の異状確認には、当該物品を買い受けた者も立ち会い、事故処理について協議するものとし、協議が成立しない場合は事故処理委員会の意見を聞いて場長が決定する。

ウ 場長は、2 (2) イの協議が成立したとき、又は事故処理委員会の意見を聞いて場長が決定したときは、卸売物品異状確認書（要領 4 第 2 号様式）を交付する。

エ 卸売業者は、検査員の確認を得られ、これに基づき卸売代金を変更する場合には販売原票を訂正し、出荷者、仲卸業者及び売買参加者に対し、必要な措置を講じるものとする。

オ 仲卸業者又は売買参加者の事故品処理の申し立ての期限は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 青果物 販売当日の正午
- (イ) 鉢 物 販売当日の午後 3 時
- (ウ) 切 花 販売当日の午後 7 時

カ 卸売業者が卸売物品異状確認申請書（第 57 号様式）を知事に提出し、検査員の確認を受ける期限は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 青果物 翌販売日の正午

- (イ) 鉢 物 翌販売日の正午
- (ウ) 切 花 翌販売日の午後5時
- (3) 事故品の範囲及び事故品の対象外
 - ア 事故品は、規則第46条第1項各号に該当する範囲とし、次のいずれかに該当する物品は事故品の対象外とする。
 - (ア) 卸売業者から直接買い受けた者以外の者からの事故品の申し立てのある物品
 - (イ) 一旦市場外に持ち出された物品
 - (ウ) 卸売業者が販売前に異状をあらかじめ仲卸業者及び売買参加者に明示した物品
 - (エ) 卸売場から移動した後における数量不足の物品
 - イ 事故品処理による返品は、原則として認めないものとする。

3 事故品発生防止の責務

- (1) 卸売業者は、業務担当者による恣意的な事故品処理を防止するため、事故品処理を担当する役員をおき、責任体制を明らかにするとともに、内部における事故品処理手続を明確にしなければならない。
- (2) 卸売業者は、販売後における事故品の発生を防止するため、販売前の下見を十分に行わせるとともに見本の抽出開函に当たっては、荷口を十分代表し得るものとするよう留意しなければならない。
- (3) 仲卸業者及び売買参加者は、販売前の下見を十分に行い適正な価格で買受けするよう留意しなければならない。
- (4) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者は、販売後の事故品発生による出荷者の市場に対する不信、不満等を未然に防止し、市場の信用維持高揚のために努めなければならない。

附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和5年6月9日改正）

この要領は、令和5年6月9日から施行する。

要領4第1号様式（1関係）

受託物品異状確認書

第 号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の確認の結果は、下記に相違ありません。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長

受託物品異状確認申請書（写し）

要領4第2号様式（2関係）

卸売物品異状確認書

第 号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条の確認の結果は、下記に相違ありません。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長

卸売物品異状確認申請書（写し）

販売原票取扱要領（要領5）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が作成する販売原票については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第52条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 販売原票の作成

販売原票（第62号様式）は、市場における卸売に際して、出荷者に対する売買仕切書並びに仲卸業者及び売買参加者等に対する販売代金の請求書等の作成の基礎となる重要な帳票であるので、次に定めるところにより適正かつ確実に取扱うものとする。

- (1) 販売原票には、一連番号を付さなければならない。
- (2) 販売原票には、黒色のボールペン等で、容易に判読できるように明確に記載しなければならない。
- (3) 販売原票に余白が生じたときは、余白の全体にかけてかならず斜線を引かなければならない。

2 電子販売原票の使用

電子販売原票とは、卸売業者が物品の卸売をしたとき、直ちにコンピューター処理により作成した販売原始記録の電子データをいう。

(1) 場長は、効率的な取引と迅速な取引結果の公開等により市場の情報化を促進するため、規則第52条に規定する販売原票は次に掲げる要件すべてを満たすものを電子販売原票として認めるものとする。ただし、場長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

ア 卸売場において取引結果が即時にコンピューター入力される現場入力システムであること。

イ 入力年月日及び入力時刻が記載されること。

ウ 電子販売原票の記載内容の確認が必要なときは、速やかにコンピューター画面又は書面に出力ができること。

エ CD-R等上書きできない電磁的記録媒体に保存するなど改ざん防止措置が確実に行われること。

オ 電子販売原票を提出するときは、場長が閲覧可能なソフトウェアで行うこと。

(2) 電子販売原票を使用しようとする卸売業者は、あらかじめ電子販売原票使用申出書（要領5第1号様式）を場長に提出し、検査を受けなければならない。

3 記載事項の訂正

- (1) 販売原票に記載した事項は、みだりに訂正してはならない。
- (2) 販売原票に記載した事項の訂正は、抹消した記載事項が、読みとれるようにしておかなければならない。
- (3) 電子販売原票の訂正は、訂正箇所が確認できるようにするものとする。

4 販売原票の汚損又は破損

(1) 卸売業者は、販売原票を汚損又は破損した場合には、当該販売原票を書きかえ後の販売原票に添付しなければならない。

(2) 卸売業者は、販売原票を汚損又は破損した場合には、書きかえ後の販売原票の一連番号の上に「〇〇番書きかえ」と記載しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 17 日改正）

この要領は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

要領5第1号様式（2関係）

電子販売原票使用申出書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

下記のとおり電子販売原票を使用したいので、関係書類を添付して申し出ます。

記

電子販売原票への 移行予定年月日	
理 由	
添 付 書 類	
<ol style="list-style-type: none">1 電子販売原票の作成方法及び保存方法2 卸売業者で保存した記録内容を閲覧するための機器及びソフトウェア3 電子販売原票の様式4 電子販売原票の改ざん防止措置5 入力内容に訂正があった場合の措置6 電子販売原票の保存期間	

仲卸業者許可取扱要領（要領6）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び同条例施行規則第14条から第17条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 責務

仲卸業者は、市場における仲卸業務を適切かつ健全に運営し、主たる買い入れ先である卸売業者から取扱物品を買い受けて、流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 許可基準

卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有していると認められ、次の各号の要件すべてを満たしている者であること。

- (1) 法人の代表者が、申請時において年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 法人の代表者が、取扱品目の取引業務に現に従事する当市場における売買参加者として満5年以上の業務経験を有する者であること。
- (3) 市場での取引業務に継続して参加でき、仲卸業務に専念できる者であること。
- (4) 正当な理由なくして、遅延した支払債務を有しない者であること。
- (5) 市場での売買取引に関し、卸売業者又は代払機関との間に代金決済及び支払保証の契約を締結することができる者であること。
- (6) 卸売業者からの年間買付金額が、青果部においては2億円以上、花き部においては6千万円以上見込まれる者であること。
- (7) 納税義務を履行している者であること。
- (8) 資本金又は出資の額が、青果部においては700万円以上、花き部においては300万円以上であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

3 審査

- (1) 知事は、仲卸業務の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、条例第9条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して仲卸業務不許可通知書（要領6第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、仲卸業者から規則第17条による不適格事項該当の届出があるときまたは条例第9条2項において準用する事項に該当することを知事が確認したことにより、

条例第9条の許可の取消しを行ったときは、仲卸業者に対して仲卸業務許可取消通知書（要領6第2号様式）により通知するものとする。

4 仲卸業務許可証再交付申請

仲卸業者は、仲卸業務許可証（第6号様式）を紛失又は汚損したときは、遅滞なく、仲卸業務許可証再交付申請書（要領6第3号様式）によりその旨を知事に届け出てその再交付を受けなければならない。

5 仲卸業者章の有効期間

- (1) 仲卸業者章（第19号様式）の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の仲卸業者章の有効期間までとし、以降は更新の日から起算して5年とする。

6 仲卸業者章の更新

- (1) 仲卸業者は、5の有効期間満了後も、引き続き仲卸業務を行うときは、仲卸業者章の更新を申請しなければならない。
- (2) 6(1)の申請は、仲卸業者章更新申請書（要領6第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の30日前までに場長に提出しなければならない。

ア 誓約書（第5号様式）

イ 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類

ウ 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚

附 則

この要領は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成23年10月25日改正）

この要領は、平成23年10月25日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和3年4月20日改正）

この要領は、要領6第3号様式及び第4号様式の一部を改正し、令和3年4月20日から施行する。

要領6第1号様式（3関係）

沖縄県指令中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

仲卸業務不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

要領6第2号様式（3関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場
名称
代表者氏名

部仲卸業者
許可番号 第 番

仲卸業務許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により許可している仲卸業務について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この仲卸業務許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

要領6第3号様式（4関係）

仲卸業務許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者

名称

代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領4の規定により、仲卸業務許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

名称	
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 号
再交付の理由	

要領6第4号様式（6関係）

仲卸業者章更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者

名称

代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領6の規定により、仲卸業者章の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	
フリガナ 代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 番
業務許可年月日	年 月 日
備考	

注1 氏名にはフリガナをふること。

2 仲卸業者章を紛失し、返却出来ないときは、備考に紛失した時期、場所、理由等を記入すること。

売買参加者承認取扱要領（要領7）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の売買参加者の承認については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条から第12条まで及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第18条から第24条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 責務

売買参加者は、市場において卸売業者及び仲卸業者から買い受けた取扱物品の流通合理化並びに品質管理の徹底を図り、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 対象業者

売買参加者の承認を受けることができる者は、県内に店舗を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般消費者に青果物又は花きを販売することを業務とする小売業者
- (2) 青果物又は花きを販売することを業務とする加工業者
- (3) 大口需要者
- (4) 市場の卸売業者及び仲卸業者でない青果物又は花きの卸売業者
- (5) 農業協同組合及び消費生活協同組合法に基づく協同組合
- (6) その他知事が必要と認める者

3 承認基準

卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有していると認められ、次の各号の要件すべてを満たしている者であること。

- (1) 個人である場合は、申請時において原則として満20歳以上の者であること。
- (2) 取扱品目の取引業務に現に従事し、かつ、満3年以上の経験を有する者であること。

- (3) 県内に住所を有し、市場での取引業務に継続して参加できる者であること。
- (4) 法人である場合は、常時売買に参加する者が3(1)、(2)及び(3)の資格条件を具備している者であること。
- (5) 青果物又は花き取引に係わる代金決済を的確に履行していると認められる者であること。
- (6) 青果部においては市場での売買取引に係わる代金決済に関する制度に加入し得る資力信用を有すること。花き部においては卸売業者と支払いに関する特約を結ぶことができる者であること。
- (7) 卸売業者からの年間買付金額が、青果部においては800万円以上、花き部においては100万円以上見込まれる者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

4 承認の申請

売買参加者の承認を受けようとする者は、規則第18条第1項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合 次のアからオまでに掲げる書類
 - ア 営業概要書（要領7第1号様式）
 - イ 資産調書（第25号様式）
 - ウ 最近1年間の所得税の確定申告書の写し
 - エ 個人事業税納税証明書
 - オ 残高証明書
- (2) 申請者が法人の場合 次のアからカまでに掲げる書類
 - ア 営業概要書（要領7第1号様式）
 - イ 資産調書（第25号様式）

- ウ 最近1年間の財産目録
- エ 貸借対照表及び損益計算書
- オ 法人事業税納税証明書
- カ 残高証明書

5 承認の申請時期

売買参加者の承認の申請は、随時できるものとする。

6 審査

- (1) 知事は、売買参加者の承認申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、承認又は不承認を決定する。
- (2) 知事は、条例第10条第1項の規定による承認をしないときは、申請者に対して売買参加者不承認通知書（要領7第2号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、売買参加者から規則第24条による不適格事項該当の届出があるとき、または条例第11条に掲げることを知事が確認したことにより、条例第10条の許可の取消しを行ったときは、売買参加者に対して売買参加者承認取消通知書（要領7第3号様式）により通知するものとする。

7 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の売買参加者の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して5年とする。

8 承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 承認の更新を受けようとする者は規則第21条第2項の規定に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - ア 申請者が個人の場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類

(ア) 誓約書（第5号様式）

(イ) 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類

(ウ) 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚

イ 申請者が法人の場合 次のアからウまでに掲げる書類

(ア) 誓約書（第5号様式）

(イ) 代表者及び常時売買に参加する者の住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類

(ウ) 代表者及び常時売買に参加する者の写真

(3) 直近2年間連続で卸売業者からの年間買付金額が、3(7)に規定する承認基準を満たしていないときは、売買参加者の承認更新に係る理由書（要領7第4号様式）を提出しなければならない。

9 名称変更等

名称変更等の届出をする者は規則第23条第2項の規定に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 代表者を変更する場合次のアからオまでに掲げる書類

ア 履歴書（第2号様式）

イ 誓約書（第5号様式）

ウ 本籍の記載のある住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 写真

(2) 申請者が法人で常時売買参加者を変更する場合次のアからエまでに掲げる書類

ア 履歴書（第2号様式）

イ 本籍の記載のある住民票の写し

ウ 市町村長が発行する身分証明書

エ 写真

(3) 住所を変更する場合 アに掲げる書類

ア 営業概要書（要領7第1号様式）

10 台帳の作成

知事は、承認した売買参加者の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

この要領は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日改正）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

要領7第1号様式（4関係）

営業概要書

フリガナ 名称						
店舗(営業所) の所在地	〒		(FAX)			
	(TEL)		(FAX)			
	(HP)					
	(e-mail)					
営業の種類	1. 一般小売業 2. 加工業者 3. 大口需要者(ホテル・飲食店等) 4. 青果物卸売業 5. スーパー 6. 生協 7. 給食・外食納品業者 8. その他()			1. 小売業(花屋) 2. 小売業(園芸) 3. 造園業 4. 冠婚葬祭業 5. 農協・生協 6. ホームセンター・スーパー 7. その他()		
※該当するものに○をする。						
従業員数	青果部		花き部		その他	
	常時雇用	人	常時雇用	人	常時雇用	人
	臨時雇用	人	臨時雇用	人	臨時雇用	人
	計	人	計	人	計	人
現在の仕入先 ※仕入金額の多い順に 取引先名を記入する。	1. 2. 3.			1. 2. 3.		
店舗(営業所)の位置 ※地図を記入する。						
写真1 (店舗正面)				写真2 (店内)		

領7第2号様式（6関係）

沖縄県指令中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

売買参加者不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

要領7第3号様式（6関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部売買参加者
名称 承認番号 第 号
代表者氏名

売買参加者承認取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により承認している売買参加者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この売買参加者承認取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

要領7第4号様式（8関係）

売買参加者の承認更新に係る理由書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部売買参加者

名称

承認番号 第 号

代表者氏名

売買参加者承認取扱要領8(3)の規定により、承認基準である卸売業者からの年間買付金額（青果部800万円、花き部100万円以上）を直近2年連続で下回ってしまいましたが、承認の更新を受けたいので、その理由と今後の計画について下記のとおり報告いたします。

記

- 1 卸売業者からの年間買付金額が、直近2年間連続で承認基準を下回ってしまった理由（出来るだけ具体的に記入する）
- 2 今後2年間の卸売業者から買付方針（出来るだけ具体的に記入する）

3 今後2年間の年間買付計画

単位：千円

		1年目 (年 月 日～ 年 月 日)		2年目 (年 月 日～ 年 月 日)	
青果部	花き部	売上	売上原価 (仕入)	売上	売上原価 (仕入)
野菜	切花				
	卸売業者からの買付				
果物	鉢物				
	卸売業者からの買付				
その他	その他				
合計					
卸売業者からの買付					

関連事業者許可要領（要領 8）

沖縄県中央卸売市場における関連事業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 13 条から第 15 条及び条例施行規則第 25 条から第 29 条に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 責務

関連事業者は、市場内の施設において、市場の機能の充実に資し、又は市場の利用者に便益を提供する業務を適切かつ健全に運営し、法令等を遵守し、公正明朗な取引きを推進しなければならない。

2 許可基準

関連事業を適確に遂行するのに必要な知識、経験、資力及び信用を有していることと認められ、次の各号の全てを満たしている者であること。

- (1) 年齢が満 20 歳以上の者であること。
- (2) 申請した業務に現に従事し、かつ 1 年以上の経験を有する者であること。
- (3) 法人にあっては、代表者及び当該業務に従事する役員が 2 (1) 及び (2) に該当する者であること。
- (4) 100 万円以上の事業資金又は事業資金に繰り入れることが可能な資産を有している者であること。
- (5) 関係法令による許可が必要な業務にあって、当該許可を受けている者であること。
- (6) 納税の義務を履行している者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

3 審査

- (1) 知事は、関連業者の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、関連事業者から規則第 28 条による不適格事項該当の届出があるとき、または条例第 14 条に該当することを知事が確認したことにより、条例第 13 条第 1 項の規定による許可をしないときは、申請者に対して関連事業者営業不許可通知書（要領 8 第 1 号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、条例第 14 条の許可の取消しを行ったときは、関連事業者に対して関連事業者営業許可取消通知書（要領 8 第 2 号様式）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

要領 8 第 1 号様式 (3 関係)

沖縄県指令中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

関連事業者営業不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

要領 8 第 2 号様式 (3 関係)

沖縄県 中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

許可番号 第 号

関連事業者営業許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により許可している関連事業者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

この決定に不服がある場合は、この関連事業者営業許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領（要領9）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸補助者及び売買参加補助者については、沖縄県中央卸売市場の設置と管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第16条及び第22条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 責務

仲卸補助者及び売買参加補助者（以下「補助者」という。）は、仲卸業者及び売買参加者を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 承認基準

補助者の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 申請時において原則として満20歳以上であること。
- (2) 当該仲卸業者又は売買参加者の役員又は使用人であること。
- (3) 取引業務の経験を満1年以上有すること。
- (4) 卸売業者の行う卸売に参加するのに必要な知識及び能力を有する者であること。
- (5) 補助者の承認の取消しを受けた者である場合にあっては、その取消しの日から起算して1年を経過している者であること。

3 承認の申請

仲卸業者及び売買参加者は、補助者の承認を受けようとするときは、規則第16条第2項及び第22条第2項に規定で定める書類のほか、雇用証明書（要領9第1号様式）を添付して提出しなければならない。なお、規則第16条第2項第2号及び第22条第2項第2号に規定する身分証明書を得ることのできない日本国籍を有しない者に限り、身分証明書に代わる誓約書（要領9第2号様式）を提出することにより、身分証明書の提出に代えることができる。

4 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の補助者の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して5年とする。ただし、日本国籍を有しない者にあっては、在留できる期間の満了の日が当該承認の有効期間の満了の日より早い場合には、この有効期間を在留できる期間の満了の日までとし、本邦に在留できる期間が延長されたことが確認できる場合においては既に承認されている同部類の補助者の有効期間までは当該承認を延長できるものとする。

5 承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 仲卸業者及び売買参加者は、4の有効期間満了後も、引き続き補助者として設置

するときは、補助者の承認の更新を申請しなければならない。

(3) 5 (2) の承認の更新の申請は、仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書（要領 9 第 3 号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の 30 日前までに場長に提出しなければならない。

ア 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類

イ 写真（縦 4 cm 横 3 cm、3 カ月以内の撮影） 1 枚

6 補助者の売買参加の停止及び承認の取消し

(1) 場長は、補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買参加を停止し、又はその承認を取り消すものとする。

ア 市場に関する法令等に違反したとき。

イ 市場の売買取引に関して不正な行為を行ったとき。

ウ 市場において他人の業務を妨害したとき。

(2) 場長は、6 (1) による停止又は取り消しを行ったときは、仲卸業者又は売買参加者に対して仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）通知書（要領 9 第 4 号様式）により通知するものとする。

7 台帳の作成

場長は、承認した仲卸補助者及び売買参加補助者の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

この要領は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 22 日改正）

この要領は、平成 9 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 17 日改正）

この要領は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。平成 12 年の更新手続き期間中に現に更新申請のあるものについてはこの要領に基づくものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 2 日改正）

この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

要領9第1号様式（3関係）

雇用証明書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者・売買参加者

名称

許可・承認番号 第 号

代表者氏名

下記のとおり雇用していることを証明いたします。

記

1. 従業員氏名	
2. 採用年月日	年 月 日
3. 採用職種又は 採用形態	1. 正社員 2. 臨時職員（アルバイト・パート等） 3. その他（ ）
4. 勤務時間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分
5. 給与月額 又は時給額	1. 月給 円（ 年 月分） 2. 時給 円

注1 区分等については該当するものに○をつけてください。

2 月給については、直近の支給額を記入してください。

3 委託業者との契約書を提出する場合はこの証明書は不要です。

要領9第2号様式（3関係）

身分証明書に代わる誓約書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

（仲卸・売買参加）補助者申請者氏名

- 1 私は成年被後見人とみなされる者（禁治産者）または被補佐人とみなされる者（準禁治産者）ではありません。
- 2 私は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではありません。

上記のとおり誓約いたします。

上記の通り相違ありません。

年 月 日

代表者氏名

要領9第3号様式（5関係）

仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者・売買参加者

名称

許可・承認番号 第 号

代表者氏名

仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領5(2)により、下記の者について仲卸（売買参加）補助者の承認の更新を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏名	生年月日	住所	承認年月日	承認番号
		年 月 日		年 月 日	

要領9第4号様式（6関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場
名称
代表者氏名

部仲卸業者・売買参加者
許可・承認番号 第 号

仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条1項（第22条第1項）の規定により承認している仲卸（売買）参加補助者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）についての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

横持人承認取扱要領（要領 10）

沖縄県中央卸売市場の物品の搬出については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 51 条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 定義及び責務

(1) 仲卸業者及び売買参加者は、沖縄県中央卸売市場長（以下「場長」という。）の承認を受けて、横持人（仲卸業者若しくは売買参加者の補助者以外の役員若しくは使用人又は仲卸業者若しくは売買参加者から物品の搬出の委託を受けた者、その役員及び使用人（以下「委託業者」という。）で、卸売場において、物品の搬出に携わるもの）を置くことができる。

(2) 横持人は、仲卸業者及び売買参加者の卸売場における物品の搬出を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引きを推進しなければならない。

2 横持人の承認

(1) 1 (1)の承認を受けようとする仲卸業者及び売買参加者は、横持人承認申請書（要領 10 第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付して、場長に提出しなければならない。ただし、委託業者を申請する場合で個人を特定することが困難なときは、横持人承認申請書（要領 10 第 1 号様式の 2）に、委託契約書の写しを添付して提出するものとする。

ア 運転免許証、学生証、パスポートなどの写し

イ 写真（縦 4 cm 横 3 cm 3 カ月以内）

3 承認基準

7 の承認の取消しを受けていない者又はその取消しの日から起算して 1 年以上を経過している者であること。

4 承認の有効期間

(1) 承認の有効期間は 5 年以内とする。

(2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の横持人の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して 5 年とする。

5 横持人章の交付及び着用

(1) 場長は、横持人を承認したときは、横持人章（要領 10 第 2 号様式）を仲卸業者及び売買参加者に交付するものとする。ただし、委託業者等で個人を特定することが困難なときは、横持人章（要領 10 第 2 号様式その 2）を交付する。

(2) 横持人は、卸売場において、物品の搬出に携わるときは、横持人章を帽子につけ着用しなければならない。

6 横持人の承認の更新

(1) 承認の更新は部類毎に行う。

(2) 仲卸業者及び売買参加者は、横持人の有効期間の満了の日後も引き続き横持人を使用するときは、横持人承認更新申請書（要領 10 第 3 号様式）を有効期間満了の 30 日前までに、場長に提出しなければならない。この場合において、添付書類については 1 の規定を準用する。

7 横持人の廃止

仲卸業者及び売買参加者は、横持人を廃止するとき又は横持人がその資格を失ったときは、横持人廃止届出書（要領 10 第 4 号様式）に横持人章を添えて、遅滞なく、その旨を場長に届け出てなければならない。

8 横持人章の再交付

仲卸業者及び売買参加者は、横持人章を紛失し、又は汚損したときときは、横持人章再交付申請書（要領 10 第 5 号様式）により、遅滞なく、その旨を場長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

9 横持人の承認の取消し

(1) 場長は、横持人が条例第 50 条、第 51 条若しくは沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第 79 条に該当したとき、又は交付した横持人章をつけた帽子を着用しないときは、その承認を取消することができる。

(2) 場長は、9 (1) による取り消しを行ったときは、仲卸業者又は売買参加者に対して横持人承認取消通知書（要領 10 第 6 号様式）により通知するものとする。

10 横持人の台帳の作成

場長は、承認した横持人の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成 8 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 12 年 5 月 17 日改正）

1 この要領は、平成 12 年 5 月 17 日から施行する。

2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成 13 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 13 年 2 月 5 日改正）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日再交付対象の横持人から施行し、承認期間を平成 17 年 3 月 31 日までの 4 年間とし、以後 5 年間とする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

要領 10 第 1 号様式（1 関係）

横持人承認申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

代表者氏名

横持人承認取扱要領 1 の規定により、下記の者について横持人の承認を受けたいので、申請します。

記

フリガナ 氏名	生年月日	住所	雇用年月日	備考

- 注 1 仲卸業者・売買参加者どちらかを○で囲むこと。
2 氏名にはフリガナをふること。
3 個人を特定して委託する場合は、委託契約の締結年月日及び備考欄に委託先の商号を記入し、委託契約書（写し）を添付すること。

要領 10 第 1 号様式の 2 (1 関係)

横持人承認申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

代表者氏名

横持人承認取扱要領 1 の規定により、委託先である下記の者について横持人の承認を受けたいので、申請します。

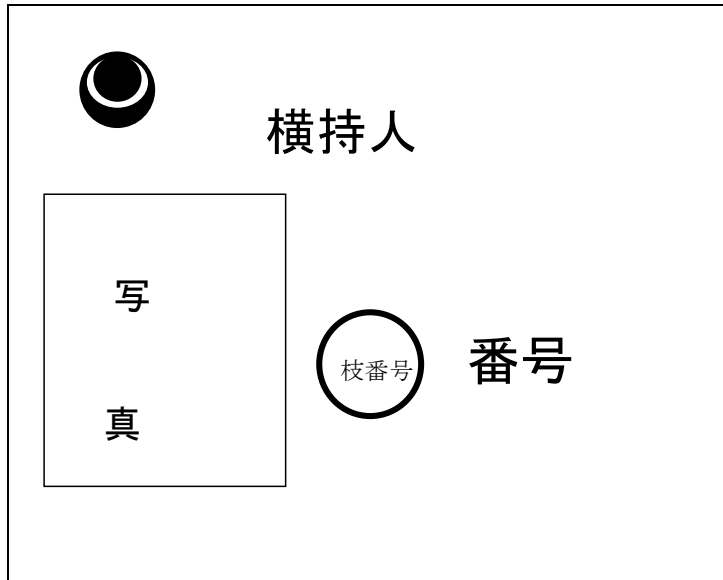
記

委 託 業 者	名称		
	住所		
	代表者名		
	電話番号		
委託業務の内容			
必要人員		人	人

注 委託契約書（写し）を添付すること。

要領 10 第 2 号様式 (5 関係)

横持人章
(表)



(裏)

名 前

生年月日 年 月 日

名 称

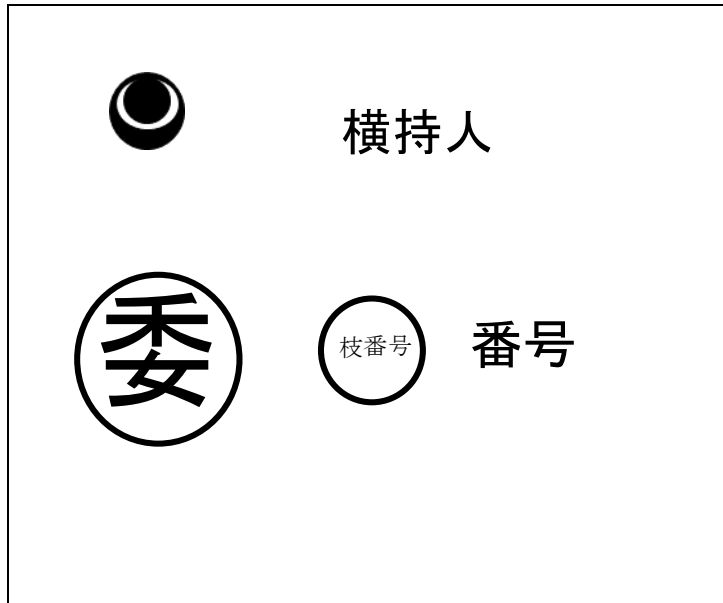
有効期限 年 月 日

年 月 日交付 沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル
規 格 縦 5.8 センチメートル 横 8.7 センチメートル
地 色 白色
文字・数字 黒色
県 章 赤色
写 真 規 格 縦 3.3 センチメートル 横 2.5 センチメートル
番 号 業者の番号に横持人ごとに枝番号を付けるものとする。

要領 10 第 2 号様式その 2 (5 関係)

(表)



(裏)

名 称

有効期限 年 月 日

年 月 日交付 沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル
規 格 縦 5.8 センチメートル 横 8.7 センチメートル
地 色 白色
文字・数字 黒色
県 章 赤色
① 赤字
番 号 業者の番号に横持人ごとに枝番号を付けるものとする。

要領 10 第 3 号様式（6 関係）

横持人承認更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

代表者氏名

下記の横持人について、承認の更新を受けたいので、横持人承認取扱要領 6 の規定により申請します。

記

フリガナ 氏名	住所	承認年月日	備考

注 1 氏名にはフリガナをふること。

2 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。

3 委託業者を更新申請する場合は、委託契約書（写し）を添付すること。

要領 10 第 4 号様式（7 関係）

横持人廃止届

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者・売買参加者

名称

許可・承認番号 第 号

代表者氏名

下記の横持人を廃止したので、横持人承認取扱要領 7 の規定により届け出ます。

記

氏名	承認年月日	廃止の理由	備考

注 1 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。

2 横持人章を添付すること。

3 横持人章を紛失したときは、備考欄に紛失（時期及び場所を記す。）と記入すること。

要領 10 第 5 号様式（8 関係）

横持人章再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

代表者氏名

下記の横持人章の再交付を受けたいので、横持人承認取扱要領 8 の規定により申請します。

記

フリガナ 氏名	承認年月日	再交付を受けたい理由	備考

注 1 氏名にはフリガナをふること。

2 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。

3 理由欄には、紛失（時期及び場所を記す。）又は汚損の別を記入し、汚損の場合は横持人章を返還すること。

要領 10 第 6 号様式（9 関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場
名称
代表者氏名

部仲卸業者・売買参加者
許可・承認番号 第 番

横持人承認取消通知書

横持人承認取扱要領 9 の規定により承認している横持人について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この横持人承認取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

場内取締要領（要領 11）

沖縄県中央卸売市場における業務の適正かつ円滑な運営を保持するための市場における秩序保持等については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 52 条及び同条例施行規則第 79 条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 禁止行為

条例第 52 条第 1 項の市場秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 他人の物品を窃取すること
- (2) 許可なくゴミ類を持ち込み投棄すること
- (3) 建物及び器物を破損すること
- (4) 落書き等により施設を汚損すること
- (5) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること
- (6) 指定場所以外で喫煙すること
- (7) たき火等をする事
- (8) 車両、台車、パレット等を放置すること
- (9) 腐敗した野菜等を放置するなどの不衛生な行為や、動物を持ち込むなど衛生上問題となる行為を行うこと
- (10) 開設者及び警備員の指示に従わないこと
- (11) 市場共有施設を利用して洗車等を行うこと
- (12) 使用許可を受けていない施設を無断で占有し利用すること
- (13) 2 で定める交通規制に違反すること
- (14) その他各号に類する行為、又は他の法令に違反する行為を行うこと

2 交通規制

市場内に入入りするものは、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市場へ入場する車両は、所定の登録を行わなければならない。ただし、出荷や買い出しのために一時的に入場する車両についてはこの限りではない。
- (2) 市場へ入場した車両は、市場内において、2 (1) の登録により発行された入場許可証を車両外から見える位置に掲示しなければならない。
- (3) 市場内の車両制限速度は、時速 20km とする。
- (4) 市場内において、車両は駐車場を横断してはならない。
- (5) 市場内において、車両は警笛をみだりに鳴らしてはならない。

3 違反者に対する措置

知事は、この要領に違反する者に対し警告又は条例 47 条に基づき別表に定める基準により入場停止若しくは資格の取消し等の処分を行うことができる。

別表 1

区分		処分	
1	(1) の規定に違反する者	入場停止	6ヶ月以内
〃	(2) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(3) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(4) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(5) 〃	〃	7日以内
〃	(6) 〃	〃	7日以内
〃	(7) 〃	〃	7日以内
〃	(8) 〃	〃	7日以内
〃	(9) 〃	〃	7日以内
〃	(10) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(11) 〃	〃	7日以内
〃	(12) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(13) 〃	〃	1ヶ月以内
〃	(14) 〃	〃	6ヶ月以内

別表 2

区分	処分
別表 1 で掲げる違反者で著しく秩序を乱した者	資格取消

附 則

この要領は、昭和 59 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月 8 日改正)

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 5 日改正)

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

沖縄県中央卸売市場取引委員会設置要領（要領 12）

1 目的

沖縄県中央卸売市場における売買取引に関し、市場関係者から意見を聴取するため、取引品目の部類ごとに、沖縄県中央卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、次の事項を聴取する。

- (1) 第三者販売に関する事。
- (2) 直荷引きに関する事。
- (3) 商物分離に関する事。
- (4) その他取引に関する事。

3 組織

- (1) 委員会は、青果部は「別表 1」、花き部は「別表 2」に掲げる職をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の三者の代表が前記の順番で務める。
- (3) 副委員長は、次期委員長になるものが務め、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 委員長、副委員長の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

4 会議

- (1) 委員会は、委員長がこれを招集し、これを主宰する。
- (2) 会議は過半数の出席をもって成立する。
- (3) 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事を予め委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りではない。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときには、各委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 事務局

- (1) 委員会の事務局は、沖縄県中央卸売市場管理事務所に置くものとする。
- (2) 事務局長は管理事務所業務班長が務める。

6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

別表1 沖縄県中央卸売市場取引委員会（青果部）

区分	所属	役職名	備考
委員	沖縄協同青果株式会社	代表取締役社長	委員長及び副委員長は、沖縄協同青果株式会社代表取締役社長、沖縄県青果卸協同組合理事長、沖縄県売買参加者協同組合理事長から選定。
委員	沖縄協同青果株式会社	常務取締役 (管理担当)	
委員	沖縄協同青果株式会社	常務取締役 (営業担当)	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	副理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	副理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合 以外	代表取締役	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	理事長	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	副理事長	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	副理事長	
事務局長	沖縄県中央卸売市場 管理事務所	業務班長	

別表2 沖縄県中央卸売市場取引委員会（花き部）

区分	所属	役職名	備考
委員	株式会社沖縄県花卉卸売市場	代表取締役社長	委員長及び副委員長は、株式会社沖縄県花卉卸売市場代表取締役社長、沖縄県くみあい生花株式会社代表取締役社長、沖縄県花き部連絡協議会取引・事故処理合同委員会委員を務める仲卸業者及び売買参加者から選定。
委員	沖縄県くみあい生花株式会社	代表取締役社長	
委員	仲卸業者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員	
委員	仲卸業者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員	
委員	売買参加者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員	
委員	売買参加者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員	
事務局長	沖縄県中央卸売市場 管理事務所	業務班長	

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。